

貝塚市教育研究センター  
施設維持管理業務仕様書

1. 消防用設備点検

業務仕様

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の3の3に基づき、点検及び報告を行う。

点検の期間は、機器点検は6月に1回、総合点検は1年に1回とする（消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件（平成16年消防庁告示第9号））。

点検の基準については、消防庁長官告示（昭和50年消防庁告示第14号）に示されているとおりとする。

点検日程の調整は、原則として点検の1か月前までに行う。

点検時に発見した不良、異常、改善箇所等については、報告書に写真を添付のうえ、説明を行うこと。

契約期間中に、災害・事故又はその他の原因により消防用設備等に突発的な動作不良が生じた場合は、昼夜を問わず、直ちに点検・調査及び試験をその都度行い、必要に応じて応急措置を行ったうえ、修理方法の提案を委託者に行うこと。また、その都度、調査日時や結果等を記載した「緊急時作業報告書」を提出すること。

※消火栓ホースの耐圧試験費は別途見積り

※連結送水管耐圧試験費は別途見積り

※消防設備不良箇所等の改修工事については別途見積り

2. 自動ドア保守点検・・・年2回（6ヶ月ごとに1回）

対象設備

寺岡オート・ドアシステム製 SOV-200K ×1台

SOV-160K ×1台

業務仕様

①保守対象機械の範囲は次の通り。

(1) 駆動装置 (2) 制御装置 (3) 起動装置 (4) 懸架装置

②故障時に乙は技術員を速やかに派遣し、修理を行う。

③定期点検時及び故障時の交換部品、分解修理は有償とする。

④次の場合は有償となる。

(1) 甲の都合により行う工事又は改装等の為、設備の移設あるいは改修を行う時。

(2) 甲の依頼により契約対象外の機器を点検・修理・調整を実施した時。

(3) 甲又は第三者の不注意又は故意に機器を破損した時、又は機能を損ねた時の修理・調整。

(4) 甲以外の第三者が点検・調整・修理を行った後の修理・調整。

⑤保守作業に必要な工具、油脂、ウエス、ビス、ボルト、ナット等は乙の負担とす

る。

⑥甲は管理担当を定め、常に安定した機能を発揮出来る様に心掛け、下レールの掃除、起動スイッチ、検知エリア、ドア開閉エリアに障害物を置かない様に注意する。

⑦修理の場合の出動費は別途協議とする。

⑧定期点検の内容

(1) 駆動装置

- ・ギヤーボックス 目視確認（異音、過熱、損傷のチェック）及び調整
- ・モーター 目視確認（異音、過熱、損傷のチェック）及び調整
- ・駆動、ガイドプーリー 目視確認（摩耗、損傷のチェック）及び調整
- ・駆動、Vベルト 目視確認（摩耗、損傷のチェック）及び調整
- ・クラッチ 目視確認（摩耗、損傷のチェック）及び調整

(2) 制御装置

- ・本体 目視確認（損傷、異常過熱、接続コード等の損傷、接続コネクターのチェック）

(3) 起動、補助光電スイッチ

- ・本体 目視点検（損傷のチェック）及び調整、検知エリア及び起動・安全信号の発信確認

(4) 扉、懸架装置

- ・吊りレール 目視点検（損傷のチェック）及び取付けボルト等の増し締め及び調整
- ・ハンガー 目視確認（損傷の有無、戸車転動面の摩耗、戸車フレンジの摩耗チェック）及び転動時の円滑性の確認及び調整

### 3. 空調機保守点検、空調機清掃

対象設備

ダイキン工業製 室外機 RSYJ355KG × 4台  
                  室外機 RTYJ56RTE × 1台  
                  室内機 FHYCJ           × 12台

点検項目

- ①圧力測定
- ②温度測定（冷媒・冷水）
- ③絶縁抵抗測定
- ④電流、電圧測定
- ⑤ガス漏れ点検
- ⑥運転音、振動等の点検
- ⑦運転状態の良否判定
- ⑧フィルター清掃・・・年2回

### 4. 機械警備業務

業務仕様

別添「警備計画書」のとおりとする。

5. エレベーター保守点検・・・年12回（月1回）

対象設備

日本オーチス エレベーター株式会社

乗用11名乗 750Kg 45m/min 2停止 ×1基

業務仕様

点検詳細については別添「EV教育研究センター」のとおりとする。

以上

## 警 備 計 画 書

## 1. 目 的

契約書の業務内容に基づき甲の所有又は管理に属する契約対象物件内の財産の保護等の警備を目的とする。

## 2. 方 法

(1) 乙の提供業務である「JISS(JPU Intelligent Security Services)」は、電子通報システムによるもので、契約対象物件内への不法侵入、火災の発生、諸設備の異常等を早期に感知し、これを基地局において警備地域をパトロール中又は待機中の警備員に現場に急行を命じて適切な処置をとるとともに警察署、消防署に緊急出動を依頼する等警備の万全を図る。

(2) 乙は、契約対象物件に「警報機器」を設置し、警報機器の種類・個数・設置場所(以下これらを総称して「警備計画」という)は、添付図面に示すものとする。

当該「警報機器」若しくは「甲の機器類」によって、感知若しくは送信される「異常」を受信し得る機械設備及び当該機械設備の正常作動を確認し得るに必要な機器を乙の管制センターに設置する。

(3) 本契約期間中、乙は管制担当員を定め、管制センターに設置される機械設備により前掲の「異常」の有無を間断なく監視し、業務の確立を図る。

(4) 提供業務を実施するため、乙は業務担当員及び従業員については、責任感が強く誠実で健康な者をこれにあてる。

(5) 本契約において、甲は書面により緊急連絡先を一定数定めかつ連絡優先順位を明示するものとする。

(6) 乙は、「警報機器」の正常な機能を維持するため適宜に保守点検を行うものとし、万一作動に異常を認めたときは、速やかに補修交換等の処置を講ずるものとする。

## 3. 報 告

乙は、事故発生の場合、甲のあらかじめ記載した別紙緊急連絡表に記載の連絡先に直ちに報告するものとする。

## 4. 協定事項

(1) 甲は、緊急連絡先に変更のあった場合は、直ちに書面をもって通知するものとする。

(2) 甲は、甲の都合により「警報機器」をセットする時刻が24時を超える場合は乙に対し遅くともその日の20時までにその旨を通知するものとする。

(3) 甲は、「警報機器」のセット又は解除ができない場合は直ちに乙に電話連絡するものとする。

(4) 甲は、所定の時刻からある一定時間以前(早出の場合は午前5時以前)に「警報機器」を解除する場合は事前にその旨を乙に通知するものとする。

(5) 甲は、乙が提供業務を提供している時間中に契約対象物件に臨時に入場する場合には、事前

に乙に対し、入場者の氏名、入場予定時刻及び退出予定時刻等を通知した上で、「警報機器」を解除して入場するものとし、臨時入場の後の退出にあたっては事前にその旨を乙に通知した上で「警報機器」をセットするものとする。なお、この場合及び部分解除が可能な「警報機器」において部分解除を実施した場合、解除時に生じた、解除したエリアにおける事故について、事由の如何によらず乙は一切免責されるものとする。

(6) 甲は、「警報機器」が毀損した場合その他「警報機器」又はその配線について異常を発見した場合は、直ちに乙に通知するものとする。

(7) 乙は、提供業務実施に必要な範囲において、契約対象物件内の甲の電話を使用することができるものとし、その費用は甲の負担とする。

(8) 乙は、提供業務の実施上、警報装置及び点検に必要な電力は甲の電力を使用しその費用は甲の負担とする。

(9) 甲は、退社するに際し、次の事項を確認のうえ操作すること。

ア) 施錠すべき箇所の施錠点検

イ) たばこの吸い殻、ガス等火器使用箇所の事後処置

ウ) 水道等の蛇口

エ) 不必要電源の処置

オ) 残留者の有無

(10) 甲は、契約対象物件内での多額の現金の保管を可能な限り避けるものとし、銀行夜間金庫等を利用するよう努めるものとする。

(11) 甲は、貴重品の保管を厳重に行うものとする。

(12) 屋外専用の警報機器は侵入の早期発見を目的とするものであり、屋外に放置されている物品及び外部に露出している諸設備の事故発生について、乙は免責されるものとする。

(13) 乙は、警報機器の取付のないところからの侵入による事故については、免責されるものとする。

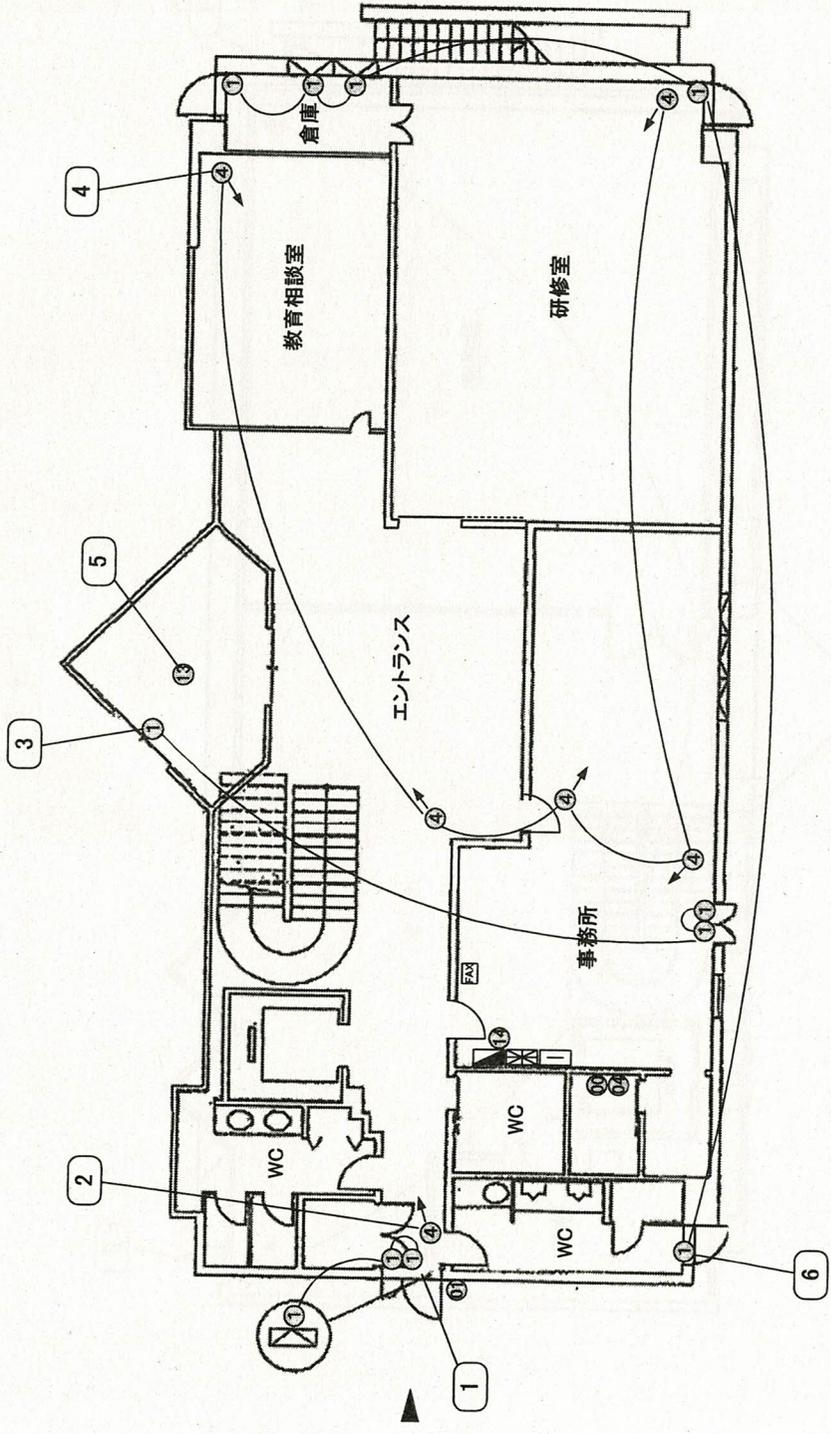
(14) 甲は、警備上特殊事情が生じた場合(内部事情及び隣接物件の増改築により警備上問題のある場合等)には、その都度直ちに乙に連絡し甲乙協議の上その対処方法を決定する。

(15) 甲が、契約対象物件の増改築等に伴い警報装置の変更又は追加が発生した場合、現在の警備計画書から警報装置の変更又は追加後の新たな警備計画書が取り交わされるまでの間に、契約対象物件の警備計画変更の対象となる箇所から発生した損害について、乙の責に帰すべき事由による場合を除き乙は免責されるものとする。

(16) 甲は、停電、電話回線の不通、設備等の点検、警察・消防署からの通知その他乙の提供業務に関係すると甲において認められる事項をその都度遅滞なく乙に連絡するものとする。

(17) 乙は、目的遂行のため、甲から契約対象物件の鍵の預託を受け、乙は預り証を発行し善良な管理者の注意義務をもってこれを保管管理するものとする。

記号	品名	個数	備考
00	送信機	1	RCP-210
01	操作ボックス	1	SCR-411
02	電源装置	1	PB-1220
1	マグネットセンサー	11	AD-1001
4	熱線センサー(立)	6	IR-31
13	ガラス破壊センサー	1	KA-2020
14	威嚇装置(音)	1	KB-6C



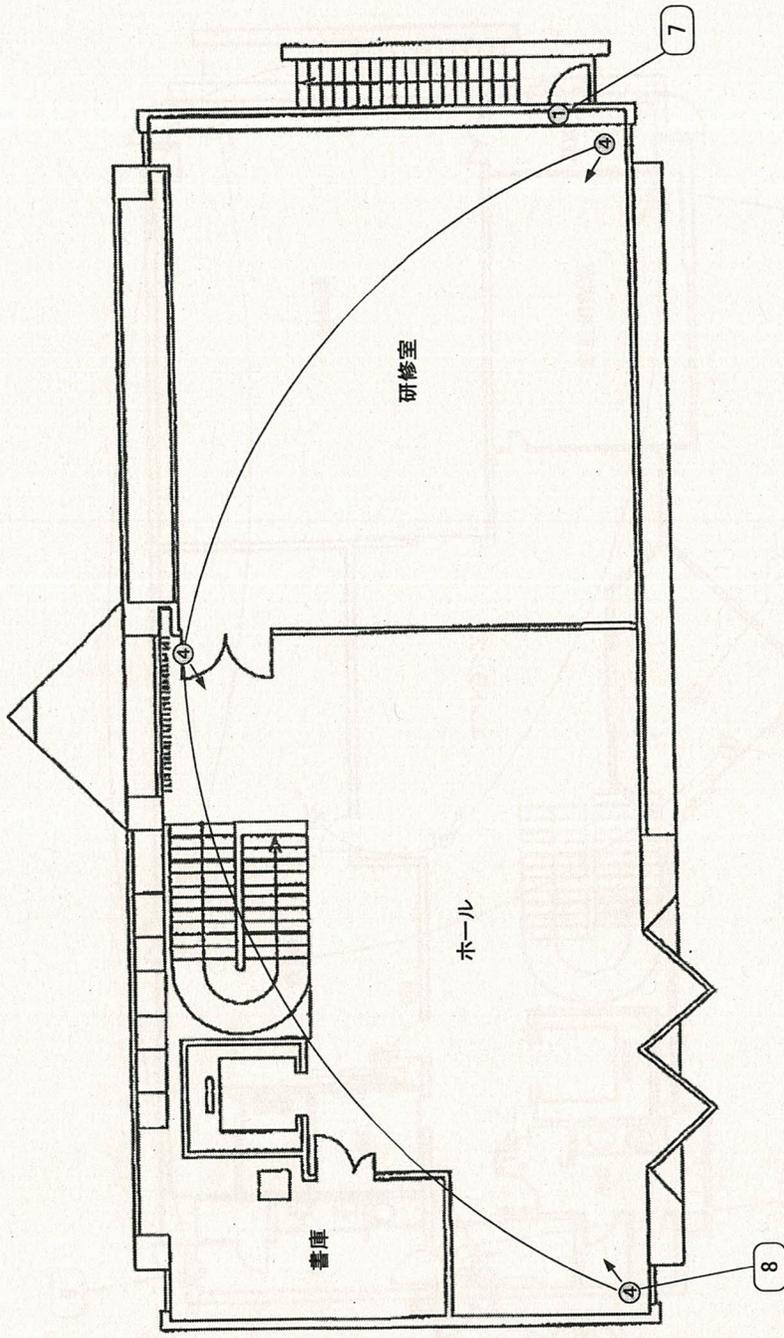
1 F

回路	送信機名称	備考
CH1	火災警報	
CH2	侵入1 MG	① × 3
CH3	侵入2 PA	④ × 1
CH4	侵入3 MG	① × 3
CH5	侵入4 PA	④ × 5
CH6	侵入5 カラス	⑬ × 1
CH7	侵入6 MG	① × 5
CH8	侵入7 MG	① × 1
CH9	侵入8 PA	④ × 3
CH10		

名 称	
貝塚市教育研究センター	
7 ド レ ス	部 数 1 / 2
	図 番 10172

日付	特記事項	日付	特記事項	日付	特記事項	承認
	第1版					

記号	品名	個数	備考
⑩	送信機		
⑪	操作ボックス		
⑫	電源装置		
⑬	マグネットセンサー	1	AD-1001
⑭	熱線センサー(立)	3	IR-31
⑮	ガラス破壊センサー		
⑯	感震装置(音)		



2 F

名称	
貝塚市教育研究センター	
棟数	2 / 2
図番	10172

日付	特記事項	日付	特記事項	設計	製図	承認

貝塚市教育研究センター昇降機保守点検業務仕様書

<昇降機仕様>

- ・機種：MP-11-CO45
- ・昇降方式：ロープ式・機械室レス
- ・用途：乗用
- ・運転方式：方向性乗合方式
- ・制御方式：周波数変換（VF）PMギヤレス式
- ・定員：11人
- ・定格積載量：750kg
- ・定格速度：45m/min
- ・停止階：1～2階（2箇所）
- ・ドア開閉：セーフティーシュー（片側）、電動式カードア
- ・連絡装置：同時通話式インターホン
- ・かご内停電灯：自動充放電式
- ・安全機能：故障時最寄階自動着床機能、停電時自動着床装置、地震時管制運転装置、定員超過防止装置、定員超過灯、出入口防犯窓、光電式ドアセンサー、ドア開放スイッチ

<製造者及び設置年度>

- ・日本オーチス・エレベータ株式会社  
乗用 1台 2001年3月設置

<業務内容>

- ・対象設備を常に正常且つ良好な運転状態に保つよう、契約に基づく作業を以下の通り実施する。

(1) 点検・手入れ保全

- ① 3ヶ月に1回、点検・手入れ保全作業を実施する。
- ② 点検・手入れ保全を行なった時は、「作業報告書」を提出する。

(2) 遠隔点検

- ① 対象設備の運行状態を常時記録し、その記録を収集して、定期的に機器の状態を点検する。点検する項目・内容は別表の通りとする。
- ② 前項の点検対象の項目・内容について変調状態が生じた場合は、適切な処置をとる。
- ③ 対象設備の運行状態のデータに基づく点検結果及び変調状態に対する処置の結果については、毎月「遠隔点検報告書」にて報告する。また、変調発生後の処置の為に現場で作業を行った場合は、その作業に応じて「作業報告書」を提出する。
- ④ 遠隔監視装置の設置及び維持管理に係る一切の費用は、受託者の負担とする。

(3) 異常監視

- ① 対象設備について、次の異常が発生した時は、遠隔監視装置からの異常通報に基づき、適切な処置をとる。
  - (ア) 閉じ込め故障 (イ) 使用不能故障（運行に支障がある状態） (ウ) 着床不良
  - (エ) 戸開閉不良 (オ) 制御盤停電 (カ) 遠隔監視装置停電
  - (キ) 制御関連機器温度異常

- ② 対象設備について次の故障が発生した場合は、かご内通話装置により、同かご内の乗客と受託

者の緊急コールセンター受信専門員が直接通話し、必要な指示・連絡等にあたる。

(ア) 閉じ込め故障 (イ) 使用不能故障

- ③ 異常報告が発せられた場合の処置の結果については、「遠隔点検報告書」にて報告する。また、異常報告に基づく処置の為に現場で作業を行った場合は、その作業に応じて、「作業報告書」又は「故障修理報告書」を提出する。

(4) 消耗部品の供給

- ① 作業に必要な部品のうち、消耗部品（通常の使用による摩耗・劣化により、補完・交換を頻繁に行う小部品・油脂類等）を受託者の負担により供給する。

(5) 機能維持部品の取替

- ① 対象設備の機能維持を図る為、機器の摩耗・劣化を予測し、その予測に基づき必要と認められた場合は、機器の構成部品の修理・取替を行う。
- ② 前項の修理・取替工事が終了した時は、「工事完了届」を提出する。

(6) 品質検査及び法令に基づく検査

- ① 1年に1回、対象設備の総合的な機能を確認する検査を行う。検査の結果については、「定期検査報告書」を提出する。
- ② 建築基準法第12条に基づく法定検査を行う。

(7) 緊急時の対応

- ① 委託者から、対象設備について故障等の緊急事態が発生した旨の通報を受けた場合には、速やかに、対象設備の運行状態を確認すると共に、事態に応じた適切な処置をとる。また、委託者から連絡を受けて後、24時間以内に故障を復旧する。
- ② 受託者は、自社の緊急コールセンターにて24時間365日、委託者からの緊急連絡を受信する。
- ③ かが内に乗客が閉じ込められた場合、委託者またはかが内の乗客からの連絡を受けて後、1時間以内に救出する。（天災地変・輸送機関の事故等受託者の責によらない場合を除く。）

(8) その他

業務の実施は、本仕様書及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の建築保全業務共通仕様書（最新版）に基づき行う。

総合体育館  
施設維持管理業務仕様書

1. 貯水槽清掃・・・年1回

対象設備

受水槽 FRP製 15.0m<sup>3</sup> × 1基

作業内容

- ・水槽内の洗浄・消毒
- ・F号ボールタップの作動テスト
- ・本体の水漏れ、発錆、腐食、損傷の点検
- ・付属機器の損傷の有無及び、作動点検
- ・水槽廻りの簡易清掃

2. 電気設備保守点検

電気設備の技術基準を維持する。

対象設備

受電容量 1,000KVA 予備発電装置 80KVA

業務内容

①月次点検（隔月点検）

- ・電気工作物運転中の電気設備個々の機器本体及び配線などについて、温度測定・目視・触手等を原則とした五感による外観点検を行う。また、漏電監視装置を設置し、常時監視センターにて漏電の有無の状況監視を行う。

②年次点検（保安規定に基づく周期）

- ・電力会社と自家用電気工作物との責任分界となる開閉器を開放して電気設備を停止し、目視による外観点検と、触手などの五感による観察点検及び測定器具を用いての絶縁抵抗試験、接地抵抗試験、その他の機能試験を実施する。

③臨時点検（随時）

- ・事故発生時の指導、事故原因調査の協力、再発防止処置の指導、電気関係報告書規則に基づく電気事故報告書の作成指導及び手続指導。
- ・事故及び異常発生時の点検対応
- ・季節的条件に対処するための点検（梅雨期、雷の多発期、台風期）

④受変電機器周辺清掃（年次点検実施時）

⑤工事に伴う点検・申請手続き等（別途費用）

3. 消防用設備点検

業務仕様

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の3の3に基づき、点検及び報告を行う。

点検の期間は、機器点検は6月に1回、総合点検は1年に1回とする（消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて

行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件（平成16年消防庁告示第9号）。

点検の基準については、消防庁長官告示（昭和50年消防庁告示第14号）に示されているとおりとす。

点検日程の調整は、原則として点検の1か月前までに行う。

点検時に発見した不良、異常、改善箇所等については、報告書に写真を添付のうえ、説明を行うこと。

契約期間中に、災害・事故又はその他の原因により消防用設備等に突発的な動作不良が生じた場合は、昼夜を問わず、直ちに点検・調査及び試験をその都度行い、必要に応じて応急措置を行ったうえ、修理方法の提案を委託者に行うこと。また、その都度、調査日時や結果等を記載した「緊急時作業報告書」を提出すること。

※消火栓ホースの耐圧試験費は別途見積り

※連結送水管耐圧試験費は別途見積り

※消防設備不良箇所等の改修工事については別途見積り

#### 4. エレベーター保守点検・・・年12回（月1回）

対象設備

東芝製 乗用 15名乗 45m/min 3停止 ×1基

業務仕様

点検詳細については別添「東芝メンテナンス（FM）仕様書」のとおりとする。

#### 5. 自動ドア保守点検・・・年2回（6ヶ月ごとに1回）

対象設備

寺岡オート・ドアシステム製 SOV150K ×1台

業務仕様

①保守対象機械の範囲は次の通り。

(1) 駆動装置 (2) 制御装置 (3) 起動装置 (4) 懸架装置

②故障時に乙は技術員を速やかに派遣し、修理を行う。

③定期点検時及び故障時の交換部品、分解修理は有償とする。

④次の場合は有償となる。

(1) 甲の都合により行う工事又は改装等の為、設備の移設あるいは改修を行う時。

(2) 甲の依頼により契約対象外の機器を点検・修理・調整を実施した時。

(3) 甲又は第三者の不注意又は故意に機器を破損した時、又は機能を損ねた時の修理・調整。

(4) 甲以外の第三者が点検・調整・修理を行った後の修理・調整。

⑤保守作業に必要な工具、油脂、ウエス、ビス、ボルト、ナット等は乙の負担とする。

⑥甲は管理担当を定め、常に安定した機能を発揮出来る様に心掛け、下レールの掃除、起動スイッチ、検知エリア、ドア開閉エリアに障害物を置かない様に注意する。

⑦修理の場合の出動費は別途協議とする。

## ⑧定期点検の内容

### (1) 駆動装置

- ・ギヤーボックス 目視確認（異音、過熱、損傷のチェック）及び調整
- ・モーター 目視確認（異音、過熱、損傷のチェック）及び調整
- ・駆動、ガイドプーリー 目視確認（摩耗、損傷のチェック）及び調整
- ・駆動、Vベルト 目視確認（摩耗、損傷のチェック）及び調整
- ・クラッチ 目視確認（摩耗、損傷のチェック）及び調整

### (2) 制御装置

- ・本体 目視確認（損傷、異常過熱、接続コード等の損傷、接続コネクターのチェック）

### (3) 起動、補助光電スイッチ

- ・本体 目視点検（損傷のチェック）及び調整、検知エリア及び起動・安全信号の発信確認

### (4) 扉、懸架装置

- ・吊りレール 目視点検（損傷のチェック）及び取付けボルト等の増し締め及び調整
- ・ハンガー 目視確認（損傷の有無、戸車転動面の摩耗、戸車フレンジの摩耗チェック）及び転動時の円滑性の確認及び調整

## 6. 空調機清掃・・・年1回

空調機データ測定・・・年1回

フィルター清掃・・・年2回

業務仕様

別添「パッケージエアコン保守点検」及び、別添「空調機分解洗浄（室内機）」のとおりとする。

## 7. 水質検査

業務仕様

### ①簡易項目 11項目・・・年1回

- ・一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物（全有機炭素（TOC）の量）、pH 値、味、臭気、色度、濁度

### ②簡易専用水道検査・・・年1回

- ・水槽周囲の状態確認、貯水槽本体の漏水・外面の発錆・腐食・損傷の点検、付属機器の損傷の有無及び作動点検、貯水槽清掃報告書・飲料水水質検査結果報告書・簡易専用水道開始届等書類検査、遊離残留塩素・色度・濁度・臭気・味の5項目を検査

## 8. 建築設備定期検査・・・年1回

対象法令

建築基準法第12条第2項及び第4項により、国、都道府県又は建築主事を置く市

町村の建築物の管理者である国の機関の長等は、当該建築物の敷地および構造等について、定期に、一級建築士、特殊建築物等調査資格者等に、損傷、腐食その他の劣化の状況の点検が義務づけられています。

#### 対象設備

①換気設備（機械換気・空調設備）

法第28条第2項及び第3項に係る換気設備。

②排煙設備

法第35条による排煙設備のうち排煙機を有するもの。

③非常用照明装置

法第35条による非常用の照明装置に限る。

#### 9. 防火設備定期点検・・・年1回

建築基準法第12条の防火設備定期検査及び報告

防火設備定期検査の基準、期間及び結果報告は建築基準法に基づき実施する。

点検日程の調整は、原則として点検の1か月前までに行う。

報告書は、原則として点検後1か月以内に提出する。

点検時に発見した不良、異常、改善箇所等については、報告書に写真を添付のうえ、説明を行うこと。

契約期間中に、災害・事故又はその他の原因により防火設備に突発的な動作不良が生じた場合は、昼夜を問わず、直ちに点検・調査及び試験をその都度行い、必要に応じて応急措置を行ったうえ、修理方法の提案を委託者に行うこと。また、その都度、調査日時や結果等を記載した「緊急時作業報告書」を提出すること。

#### 対象設備

① 防火扉

② 防火シャッター

③ 耐火クロススクリーン

④ ドレンチャー

以上

## 東芝メンテナンス(FM)仕様書

昇降機が安全な運行状態を維持するよう努めます。

### 1. 定期点検

定期的に技術員を派遣して昇降機を点検し、必要に応じ清掃、給油、調整を行います。

(ただし、設置機種により該当しない点検部位があります。)

- ①運転状態 ・戸開閉状態・走行状態・オペレーション
- ②機械室 ・環境・制御盤・巻上機電動機・ブレーキ・调速機・階床選択機・発電機  
・電動機・ポンプ・油圧ユニット・圧力配管
- ③かご ・かご室・かご戸・かご上・かご下
- ④昇降路 ・昇降路用品・つり合いおもり・ピット・制御盤・巻上機・ブレーキ・调速機  
・油圧ジャッキ・電動機・ポンプ・油圧ユニット・圧力配管
- ⑤出入口 ・乗り場・乗り場戸

### 2. 定期整備

- (1) 稼動頻度などを考慮した保守計画及び定期点検の結果により弊社が必要と判断した場合は、技術員を派遣し修理または部品の取替を行います。なお、その修理または部品の取替の範囲は対象昇降機を通常使用する場合に当然生じる磨耗および損傷に限るものとします。
- (2) 定期整備の内容は、添付「主要整備工事範囲」の通りとします。

### 3. 年次検査

年1回検査員を派遣し、昇降機の細部を調査し予防保全に活用します。

### 4. 法定定期検査

建築基準法第12条に基づく定期検査は弊社資格者がお客様を代行して実施します。

### 5. 作業時間

上記1～4の作業は、原則として弊社の営業時間(通常勤務日の通常営業時間)内に行います。ただし、サービス情報センターが出動指示した場合は営業時間外であっても作業を実施します。

### 6. サービス体制

- (1) 故障時の対応  
不時の故障により連絡を受けた場合は、技術員を派遣し適切な処置を行います。
- (2) 技術員  
技術員は出動に備え24時間体制をとります。

### 7. 部品供給体制

昇降機が安全な運行状態を維持できるよう、また故障等の緊急時でも最短の停止時間で復旧するため必要な基幹部品等を竣工検査年から20年間供給します。ただし、天災地変、その他不可抗力および調達先事情等の不測の事態により納入が遅延する場合があります。

## 8. 契約業務履行体制の確認

下記項目について要求があった場合、該当する文書或いは資料を提示します。

- ①故障発生時、地震発生時等の緊急対応体制表
- ②緊急時の故障連絡施設の所在地
- ③緊急時の部品供給を行う施設の所在地
- ④業務を行う技術員の教育を行う施設の所在地・内容等
- ⑤廃棄物処理業者の名称、許可業種、許可番号

## 9. 技術資料と技術員

### (1) 技術資料

契約業務を確実に履行するため、使用する当該機種種の保守技術資料を保有します。

### (2) 技術員の教育

技術員は、適切な保守・サービスを提供するために必要な教育プログラムでの教育を行います。

### (3) 技術員の条件

技術員は、適切な保守・サービスを提供するために必要な専門知識を有する者の中から選任するものとします。

## 10. 専用工具（装置）

利用者の利便性を確保するため、昇降機の停止時間縮減や、短時間で適格な業務を履行する必要から、点検、調整、整備や故障解析等を行う技術員の補助となる専用工具・工法等を積極的に開発、採用するものとします。

—以上—

東芝エレベーター点検内容

※該当機種は●です。

部位・装置	点検内容	機種分類							油圧式	巻胴式
		直流式 ギアレス	直流式 ギヤード	インバーター 制御式 ギアレス	交流2段 (1段) 速度式	交流帰還 制御式 ギヤード	インバーター 制御式 ギヤード	インバーター 制御式 MRレス		
運転状態	戸開閉状態	ドア開閉状態 戸閉め安全装置の動作状態							●	
	走行状態	かごの走行状態 かごの着床状態							●	
	オペレーション	呼び応答状態							●	
機 械 室	環境	照明及び換気装置・その他設備状態							●	
	制御盤	制御盤状態 基板・継電器などの動作状態							●	
	巻上機電動機	巻上機及び電動機の動作状態 各シープの状態							●	
	ブレーキ	ブレーキの動作状態 手動開放装置の動作状態							●	
	調速機	調速機の動作状態							●	
	階床選択機	階床選択機の動作状態								
	発電機 <small>※一部除外あり</small>	発電機の動作状態 起動盤の状態								
	電動機・ポンプ	電動機及びポンプの動作状態							●	
	油圧ユニット	制御バルブの状態 手動弁の動作状態 油タンクの状態 作動油の状態							●	
	圧力配管	圧力配管の状態 圧力配管接続部の状態							●	
か ご	かご室	かご室内意匠の状態 外部連絡装置の機能 停電灯の動作状態 かご室内操作盤の状態 かご室照明の状態 かご室ファンの動作状態							●	
	かご戸	かご戸の状態 かご戸シルの状態 かご戸スイッチの動作状態 ドア開閉装置の動作状態 ドア制御装置の状態							●	
	かご機器	かご上の状態 ガイドシュー（ローラ）の動作状態 着床スイッチの動作状態 かご非常止め装置の状態 荷重検出装置の動作状態 各シープの状態							●	
昇 降 路	昇降路用品	昇降路状態 リミットスイッチの動作状態 メインロープ状態 調速機ロープ状態 各シープの状態 ガイドレールの状態 テールコードの状態 コンベン装置（チェーン・ロープ）の状態							●	
	つり合いおもり	つり合いおもりの状態 つり合いおもりがイドシュー（ローラ）の状態								
	ピット	ピット状態 緩衝機の状態 調速機テンションナーの状態							●	
	制御盤	制御盤状態 基板・継電器などの動作状態							●	
	巻上機	巻上機の動作状態 各シープの状態							●	
	ブレーキ	ブレーキの動作状態 ブレーキ手動開放装置の動作状態							●	
	調速機	調速機の動作状態							●	
	油圧ジャッキ	シリンダー及びプランジャーの状態 各シープの状態							●	
	電動機・ポンプ	電動機及びポンプの動作状態								
	油圧ユニット	制御バルブの状態 手動弁の動作状態 タンクの状態 作動油の状態								
圧力配管	圧力配管の状態 圧力配管接続部の状態							●		
出 入 り 口	乗り場	乗り場操作盤動作状態							●	
	乗り場戸	乗り場戸の状態 乗り場戸シルの状態 乗り場戸係合装置の状態 インターロック装置の状態 乗り場戸スイッチの動作状態							●	

注) かご内、乗り場戸及び三方棒等の意匠関係の清掃は、本契約には含まれません。



工 事 項 目	機 種 分 類								
	直流式 ギアレス	直流式 ギヤード	インバーター 制御式 ギアレス	交流2段 (1段) 速度式	交流帰還 制御式 ギヤード	インバーター 制御式 ギヤード	インバーター 制御式 MRレス	油圧式	巻胴式
◆油圧ジャッキ関係									
Uパッキン取替								●	
ステップシール取替								●	
Oリング取替								●	
◆ドア関係									
ドアシュー取替								●	
ハンガーローラー取替								●	
エキセンローラー取替								●	
連動ロープ取替								●	
インターロックスイッチ取替								●	
ドアカムスイッチ取替								●	
ドア駆動ベルト取替								●	
ドアセフティーシューコード取替								●	
ドア係合ローラー取替								●	
◆その他設備									
遮煙のりばドアの気密材取替									

備考：契約範囲内の付加装置に関する部品交換を含みます。

除外項目

- |  |
|--|
| <p>(1) 機械室内建物付属設備</p> <p>(2) 昇降路周壁</p> <p>(3) 下記に対する塗装、メッキ直し、修理、取替</p> <p>イ. 昇降かご(ゴムタイル含む)</p> <p>ロ. 各階乗場戸</p> <p>ハ. 三方枠</p> <p>ニ. 敷居</p> <p>ホ. 押釦フェースプレート</p> <p>ヘ. インジケーターフェースプレート</p> <p>ト. 操作盤フェースプレート</p> |
|--|

付加装置・付加仕様点検内容

装置・機能	点検内容
オートアナウンス	動作状態確認
防犯カメラシステム	モニターによる録画画像状態確認
ITVシステム	モニター画像状態確認
地震時管制運転	地震感知器状態・管制運転状態確認 ※
火災時管制運転	管制運転状態確認 ※
自家発管制運転	管制運転状態確認 ※
停電時自動着床装置	運転動作確認・バッテリー状態確認 ※
停電時継続運転機能	運転動作確認・バッテリー状態確認 ※
クーラー・エアコン	運転動作確認
クリーンルーム対応装置	クリーンユニット性能測定（その他別途お打ち合わせ）
トスコール	通話・発報状態確認
監視盤	表示状態確認・バッテリー状態確認
群管理盤	群管理盤状態確認・基板、継電器動作状態確認
各種戸閉め安全装置 (光電式・多光軸式・超音波式・タッチレス式・お知らせドア)	動作状態確認
非常用	消防運転機能確認
車椅子用	身障者用操作盤の状態確認
展望用	各機器状態確認
かご出入口2方向	かご戸・乗り場戸、戸開閉状態確認
インチング装置	動作確認
遮煙のりばドア	気密材状態確認
回生電力機能	異常確認

※設備連動による立会い確認は別途有償にて承ります。  
 注意：設置機種により該当しない場合があります。

## パッケージエアコン保守点検

点検事項	点検内容
(1) 外装	イ) キャビネット・パネルの清掃
(2) 圧縮機	イ) 高圧・低圧の圧力チェック ロ) 吐出管、液管、吸込管の温度測定 ニ) 冷媒の洩れの有無点検
(3) 凝縮器	イ) フィンの汚れ点検(空冷) ロ) 冷媒洩れの有無点検
(4) 冷却器	イ) フィンの汚れ点検 ロ) 入口・出口の空気温度測定 ハ) 露付状況の点検 ニ) ドレンパンの汚れ、詰り清掃 ホ) 冷媒の洩れの有無点検
(5) 送風機	イ) 回転方向、異音、振動の点検
(6) 配管系統	イ) 冷媒洩れの有無点検(フレアナット弛み、ロー付部のクラック)
(7) 膨張弁 (毛細管)	イ) 冷却器入口迄の露付状況点検 ロ) 冷媒洩れの有無点検
(8) 運転状態	イ) 電動機の電流、電圧、絶縁抵抗測定 ロ) 異常音、振動等の有無及び程度
(9) 制御機器	イ) リモコンの作動確認点検 ロ) 運転表示ランプの点灯確認 ハ) 電源開閉器、電磁接触器、制御部品、端子等電線締付部分の増し 締めと導通点検 ニ) 温度調節器の作動確認点検 ホ) 高低圧開閉器の作動確認点検 ヘ) 制御回路の絶縁抵抗の点検

※ 部品の交換や洗浄等の保守サービスは実費が必要となります。

別添「空調機分解洗浄(室内機)」

## 空調機分解洗浄(室内機)

	洗浄内容
(1) 洗浄箇所	イ) 各パネル
	ロ) 室内熱交換器
	ハ) ドレンパン
	ニ) ファン
	ホ) フィルター
	ヘ) ドレン排水口
(2) 試運転	イ) 風量確認
	ロ) リモコンの作動確認点検
	ニ) 水漏れの有無

ふれあい運動広場  
施設維持管理業務仕様書

1. 電気設備保守点検

電気設備の技術基準を維持する。

対象設備

受電容量 230KVA

業務内容

①月次点検・・・年6回（隔月）

- ・電気工作物運転中の電気設備個々の機器本体及び配線などについて、温度測定・目視・触手等を原則とした五感による外観点検を行う。

なお、漏電監視装置を設置し、点検の無い月においても、常時監視センターにて漏電の有無の状況監視を行う。

②年次点検・・・保安規程に基づく周期

- ・電力会社と自家用電気工作物との責任分界となる開閉器を開放して電気設備を停止し、目視による外観点検と、触手などの五感による観察点検及び測定器具を用いての絶縁抵抗試験、接地抵抗試験、その他の機能試験を実施する。

③臨時点検・・・随時

- ・事故発生時の指導、事故原因調査の協力、再発防止処置の指導、電気関係報告規則に基づく電気事故報告書の作成指導及び手続指導。
- ・事故及び異常発生時の点検対応
- ・季節的条件に対処するための点検（梅雨期、雷の多発期、台風期）

④受変電機器周辺清掃・・・年次点検実施時

⑤工事に伴う点検・申請手続き等（別途費用）

以上

図書館  
施設維持管理業務仕様書

1. 貯水槽清掃・・・年1回

対象設備

受水槽 FRP製 9.0m<sup>3</sup> × 1基

作業内容

- ・水槽内の洗浄・消毒
- ・F号ボールタップの作動テスト
- ・本体の水漏れ、発錆、腐食、損傷の点検
- ・付属機器の損傷の有無及び、作動点検
- ・水槽廻りの簡易清掃

2. 電気設備保守点検

電気設備の技術基準を維持する。

対象設備

受電容量 275KVA

業務内容

①月次点検・・・年6回（隔月）

- ・電気工作物運転中の電気設備個々の機器本体及び配線などについて、温度測定・目視・触手等を原則とした五感による外観点検を行う。  
なお、漏電監視装置を設置し、点検の無い月においても、常時監視センターにて漏電の有無の状況監視を行う。

②年次点検・・・保安規程に基づく周期

- ・電力会社と自家用電気工作物との責任分界となる開閉器を開放して電気設備を停止し、目視による外観点検と、触手などの五感による観察点検及び測定器具を用いての絶縁抵抗試験、接地抵抗試験、その他の機能試験を実施する。

③臨時点検・・・随時

- ・事故発生時の指導、事故原因調査の協力、再発防止処置の指導、電気関係報告規則に基づく電気事故報告書の作成指導及び手続指導。
- ・事故及び異常発生時の点検対応
- ・季節的条件に対処するための点検（梅雨期、雷の多発期、台風期）

④受変電機器周辺清掃・・・年次点検実施時

⑤工事に伴う点検・申請手続き等（別途費用）

3. 消防用設備点検

業務仕様

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の3の3に基づき、点検及び報告を行う。

点検の期間は、機器点検は6月に1回、総合点検は1年に1回とする（消防法施行規

則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件（平成16年消防庁告示第9号）。

点検の基準については、消防庁長官告示（昭和50年消防庁告示第14号）に示されているとおりとす。

点検日程の調整は、原則として点検の1か月前までに行う。

点検時に発見した不良、異常、改善箇所等については、報告書に写真を添付のうえ、説明を行うこと。

契約期間中に、災害・事故又はその他の原因により消防用設備等に突発的な動作不良が生じた場合は、昼夜を問わず、直ちに点検・調査及び試験をその都度行い、必要に応じて応急措置を行ったうえ、修理方法の提案を委託者に行うこと。また、その都度、調査日時や結果等を記載した「緊急時作業報告書」を提出すること。

※消火栓ホースの耐圧試験費は別途見積り

※連結送水管耐圧試験費は別途見積り

※消防設備不良箇所等の改修工事については別途見積り

#### 4. エレベーター保守点検・・・年12回（月1回）

対象設備

三菱製 乗用13名乗 900Kg 45m/min 3停止 ×1基

業務仕様

三菱メンテナンス契約に基づくフルメンテナンス点検。

点検詳細については別添「EV図書館」のおりとす。

但し、供給停止部品である制御盤の主要構成部品（制御回路用継電器）が供給停止時以降、安全に運転するために部品交換が必要な場合、EV保守フルメンテナンス契約を終了とする。

※対象昇降機設備の契約終了月の保守料金は、本契約の終了日で日割り清算

※令和6年度に改修工事を予定

#### 5. 自動ドア保守点検・・・年2回（6ヶ月ごとに1回）

対象設備

ナブコドア製 DS75 ×2台

業務仕様

①保守対象機械の範囲は次の通り。

(1) 駆動装置 (2) 制御装置 (3) 起動装置 (4) 懸架装置

②故障時に乙は技術員を速やかに派遣し、修理を行う。

③定期点検時及び故障時の交換部品、分解修理は有償とする。

④次の場合は有償となる。

(1) 甲の都合により行う工事又は改装等の為、設備の移設あるいは改修を行う時。

(2) 甲の依頼により契約対象外の機器を点検・修理・調整を実施した時。

(3) 甲又は第三者の不注意又は故意に機器を破損した時、又は機能を損ねた時の修理・調整。

- (4) 甲以外の第三者が点検・調整・修理を行った後の修理・調整。
- ⑤保守作業に必要な工具、油脂、ウエス、ビス、ボルト、ナット等は乙の負担とする。
- ⑥甲は管理担当を定め、常に安定した機能を発揮出来る様に心掛け、下レールの掃除、起動スイッチ、検知エリア、ドア開閉エリアに障害物を置かない様に注意する。
- ⑦修理の場合の出動費は別途協議とする。
- ⑧定期点検の内容

(1) 駆動装置

- ・ギヤーボックス 目視確認（異音、過熱、損傷のチェック）及び調整
- ・モーター 目視確認（異音、過熱、損傷のチェック）及び調整
- ・駆動、ガイドプーリー 目視確認（摩耗、損傷のチェック）及び調整
- ・駆動、Vベルト 目視確認（摩耗、損傷のチェック）及び調整
- ・クラッチ 目視確認（摩耗、損傷のチェック）及び調整

(2) 制御装置

- ・本体 目視確認（損傷、異常過熱、接続コード等の損傷、接続コネクタのチェック）

(3) 起動、補助光電スイッチ

- ・本体 目視点検（損傷のチェック）及び調整、検知エリア及び起動・安全信号の発信確認

(4) 扉、懸架装置

- ・吊りレール 目視点検（損傷のチェック）及び取付けボルト等の増し締め及び調整
- ・ハンガー 目視確認（損傷の有無、戸車転動面の摩耗、戸車フランジの摩耗チェック）及び転動時の円滑性の確認及び調整

※令和7年度に改修工事を予定

6. 空調機保守点検（フィルター清掃含む）・・・年2回

対象設備

ヒートポンプチラー	×	2基
冷温水ポンプ	×	2台
エアーハンドリングユニット	×	4基
パッケージエアコン	×	5基
ルームエアコン	×	4台
ファンコイル	×	20台
ロスナイ	×	7台

業務仕様

①ヒートポンプチラー

- ・冷暖房切替作業
- ・基礎、固定部 亀裂、沈下等の有無

	固定金具の劣化及び固定ボルトの弛みの有無 防寝材、ストッパー等の劣化及び緩みの有無
・ 外観の点検	本体 腐食、変形、破損の有無 保冷材 損傷及び脱落の有無
・ 熱交換器	フィンコイルの汚れ、損傷等の有無
・ 温度計、圧力計	正常値を指示していることを確認 取付け部等の漏れの有無 汚れ及び損傷の有無
・ 電気系統	
操作、動力回路	絶縁抵抗を測定し、良否を確認する
	端子 緩み、変色及び破損の有無
・ 操作盤	盤内の汚れ、異物の付着、緩み及び変形の有無
・ 電磁開閉器	異常音及び劣化の有無
・ 接地	断線及び緩みの有無
・ 冷媒系統	ガス漏れの有無 配管の損傷、接触、摩耗、腐食等の有無 ※通常目視にて確認できる部分に限る
・ 運転調整	
音、振動	運転時における主電源電圧の変動が、規定値内にある ことの確認
冷媒ガス	高圧側及び低圧側の圧力、温度等の冷媒ガスの状態を把握するために必要な計測を行い、その値が許容範囲内にあることの確認
・ 熱交換状況	冷媒、冷却水及び冷水の温度等を点検し、熱交換状況が正常であることの確認
・ 自動制御	温度、圧力、容量及びタイマー制御が設定値で作動することの確認
②冷温水ポンプ	
・ 基礎、固定部	固定金具の劣化及び固定ボルトの弛みの有無 防寝材、ストッパー等の劣化及び緩みの有無
・ 外観の状況	腐食、損傷及び漏洩の有無 軸継手ゴムの損傷等の有無 ポンプの吸込圧力及び吐出し圧力が許容範囲内にある ことの確認 軸封の漏水状態の確認 接地状況の確認
・ 電動機	電動機が外部より調査できる場合は、発熱の異常の有無 回転方向が正しいことの確認

絶縁抵抗を測定し、その良否の確認  
運転電流が定格値以下であることの確認

③エアハンドリングユニット

- ・基礎、固定部
  - 亀裂、沈下等の有無
  - 固定金具の劣化及び固定ボルトの弛みの有無
  - 防寝材、ストッパー等の劣化及び緩みの有無
- ・外部の状況
  - 本体
    - 設置の状況及び劣化・損傷の状況
    - 腐食、変形、破損等の有無
  - 保温材、吸音材
    - 損傷及び脱落の有無
- ・送風機
  - 羽根車
    - 汚れ、さび、腐食等の確認
    - 回転バランスの良否
  - シャフト
    - 汚れ、さび、腐食等の確認
  - ベルト
    - 緩み、摩耗、損傷等の有無
  - プーリー
    - 摩耗等の有無
  - 軸受
    - 異常音、異常振動等の有無
    - 給油の状態確認
  - カップリング
    - 摩耗、損傷等の有無
  - 電動機
    - 絶縁抵抗を測定し、良否の確認
    - 回転方向が正しいことの確認
    - 表面温度の異常の有無
    - 電流が定格値内であることの確認
- ・熱交換器
  - 冷温水コイル、上記コイル等の汚損、腐食、損傷等の有無
- ・加湿器
  - 加湿ノズルの詰りの有無及び清掃
  - 作動の良否
  - 汚れ、損傷等の有無
  - 加湿状態点検用ランプが点灯していることの確認
- ・エリミネーター
  - 詰り、腐食等の有無
- ・水系統
  - 加湿用給水
    - 給水止弁の開閉点検
    - 漏れ及び汚れのないことの確認
  - ドレンパン
    - 汚れ、さび、腐食等の有無及び清掃
  - ドレン排水
    - 本体のドレン排水確認及び詰りのないことの確認
- ・エアフィルター
  - ろ材
    - 詰り、損傷等の有無及び清掃
  - 枠
    - 変形、腐食等の確認
- ・運転調整
  - 運転の状況確認
  - 運転時における電圧変動が規定値以下であることの

確認

運転電流が定格以下であることの確認

インバーター設置の場合は、単体運転にて電圧及び電流値のバランス確認を行う

④パッケージエアコン

- ・冷暖房切替作業
- ・基礎、固定部

亀裂、沈下等の有無

固定金具の劣化及び固定ボルトの弛みの有無

防寝材、ストッパー等の劣化及び緩みの有無

- ・外観の状況

腐食、変形、破損等の有無

- ・水系統

加湿用給水

弁の開閉確認

漏れ及び汚れのないことを確認

ドレンパン

汚れ、さび、腐食等の有無

ドレン排水

本体のドレン排水確認を行い、支障のないことを確認する

- ・電気系統

操作、動力回路

絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する

端子

緩み及び変色の有無

操作盤

盤内の汚れ、異物の付着、緩み及び変形の有無

- ・送風機(室外機含む)

Vベルト

緩み、亀裂、摩耗等の有無

軸受

異常音、異常振動等の有無

羽根車

汚れ、損傷等の有無

電動機

回転方向が正しいことを確認

- ・エアフィルター

ろ材

詰り、損傷等の有無及び清掃

枠

変形、腐食等の有無

- ・冷媒系統

ガス漏れの有無

配管の損傷等の有無

※通常目視にて確認できる部分に限る

- ・熱交換器

フィンコイル及び凝縮器の汚れ、損傷等の有無及び清掃

- ・加湿器

作動の確認

汚れ、損傷等の有無

- ・自動制御機器

温度調整器、圧力制御及び容量制御が設定値で作動することの確認

- ・運転調整

音、振動

異常のないことの確認

電源電圧

供給電源電圧に以上のないことの確認

運転時における電圧変動が規定値内にあることの確認

運転電流	主電流及び圧縮機電流が定格以下にあることの確認 送風機及び加湿器の電流に異常がないことの確認
・熱交換状況	冷媒、室外機及び室内機の吹出し空気温度を点検し、 熱交換状況が正常であることの確認

⑤ ルームエアコン

・エアフィルター	
ろ材	詰り、損傷等の有無及び清掃
枠	変形、腐食等の確認
・運転調整	運転の状況確認 運転時における電圧変動が規定値以下であることの 確認 運転電流が定格以下であることの確認

⑥ ファンコイル

・外観の状況	
本体	腐食、変形、破損の有無 固定金具、固定ボルトの緩み、変形、腐食等の有無
保温材、吸音材	損傷及び脱落の有無
吹出し口	汚れ、破損等の有無
・送風機	
羽根車	汚れ及びさび、腐食、変形等の有無 回転バランスの良否 電動機 異常音、異常振動等の有無 絶縁抵抗を測定し、良否の確認 回転がスムーズであることの確認
・熱交換器	冷温水コイルの破損及び腐食の有無 フィンの汚れ及び目詰りの有無
・排水系統	
ドレンパン	汚れ、さび、腐食等の有無
ドレン排水	本体のドレン排水確認を行い、詰りのないことを 確認
・エアフィルター	
ろ材	詰り、損傷等の有無及び清掃
枠	変形、腐食等の確認
・電装部品	
電気配線	損傷、過熱等の有無
接続端子	端子接続の緩みの有無
操作スイッチ	損傷、破損等の有無 表示灯の点灯状態 風量切替等の作動の確認

⑦ロスナイ

- |           |                                   |
|-----------|-----------------------------------|
| ・固定部      | 亀裂、沈下等の有無<br>固定金具の劣化及び固定ボルトの緩みの有無 |
| ・外観の状況    | さび、腐食、変形、破損等の有無                   |
| ・フィルター    | 詰り、損傷等の有無及び清掃                     |
| ・熱交換エレメント | 詰り、損傷等の有無                         |
| ・送風機      | 異常音、異常振動等の有無                      |

7. 害虫駆除・・・年2回

施工対象

- ・ネズミ
- ・チャバネゴキブリ
- ・チョーバエ
- ・チカイエカ

業務仕様

- ・対象種別 : 害虫・鼠の種類
- ・生息状況 : 出没箇所・侵入箇所・生息箇所・被害程度・被害物
- ・環境状況 : 建物構造・備品の配置状況・隣接の建物との関係

施工方法

- ・残留噴霧 : ハンドスプレーヤーにて薬剤を噴霧
- ・捕獲処理 : 潜伏場所・通路に粘着シートを配置し捕獲
- ・毒餌処理 : 通路や物陰に配置し経口投与による食毒死

施工箇所

- ①各階トイレ
- ②各階給湯室
- ③各機械室

8. 水質検査

業務仕様

①簡易項目 11項目・・・年2回

- ・一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物(全有機炭素(TOC)の量)、pH値、味、臭気、色度、濁度

②重金属等 5項目・・・年1回

- ・鉛及びその化合物、亜鉛及びその化合物、鉄及びその化合物、銅及びその化合物、蒸発残留物

③消毒副生成物 12項目(6月1日～9月30日)・・・年1回

- ・シアン化物イオン及び塩化シアン、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブロモクロロメタン、臭素、酸、総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタロン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和)、トリクロ酢酸、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム、ホルムアルデヒド、塩素酸

④簡易専用水道検査・・・年1回

- ・水槽周囲の状態確認、貯水槽本体の漏水・外面の発錆・腐食・損傷の点検、付属機器の損傷の有無及び作動点検、貯水槽清掃報告書・飲料水水質検査結果報告書・簡易専用水道開始届等書類検査、遊離残留塩素・色度・濁度・臭気・味の5項目を検査

## 9. 建築設備定期検査・・・年1回

### 対象法令

建築基準法第12条第2項及び第4項により、国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物の管理者である国の機関の長等は、当該建築物の敷地および構造等について、定期に、一級建築士、特殊建築物等調査資格者等に、損傷、腐食その他の劣化の状況の点検が義務づけられています。

### 対象設備

#### ①換気設備(機械換気・空調設備)

法第28条第2項及び第3項に係る換気設備。

#### ②排煙設備

法第35条による排煙設備のうち排煙機を有するもの。

#### ③非常用照明装置

法第35条による非常用の照明装置に限る。

## 10. 防火設備定期点検・・・年1回

建築基準法第12条の防火設備定期検査及び報告

防火設備定期検査の基準、期間及び結果報告は建築基準法に基づき実施する。

点検日程の調整は、原則として点検の1か月前までに行う。

報告書は、原則として点検後1か月以内に提出する。

点検時に発見した不良、異常、改善箇所等については、報告書に写真を添付のうえ、説明を行うこと。

契約期間中に、災害・事故又はその他の原因により防火設備に突発的な動作不良が生じた場合は、昼夜を問わず、直ちに点検・調査及び試験をその都度行い、必要に応じて応急措置を行ったうえ、修理方法の提案を委託者に行うこと。また、その都度、調査日時や結果等を記載した「緊急時作業報告書」を提出すること。

### 対象設備

#### ① 防火扉

#### ② 防火シャッター

#### ③ 耐火クロススクリーン

#### ④ ドレンチャー

以上

## 1 (契約の対象となる昇降機設備)

契約の対象となる昇降機設備(以下、対象設備という)及び対象設備設置建物の所在地・名称は、別紙「三菱メンテナンス対象設備一覧」記載のとおりとします。

## 2 (契約に基づく作業の範囲)

当社は、対象設備を正常かつ良好な運転状態に保つよう、契約に基づく作業を次のとおり実施します。

## (1) 点検・手入れ保全

- ① 定期的に計画的な点検・手入れ保全(給油・調整・清掃等)を実施します。
- ② 点検・手入れ保全の箇所・機器・内容は、「三菱昇降機設備点検内容」〈別表-I〉記載のとおりとします。
- ③ 点検・手入れ保全を行ったときは、「作業報告書」を提出します。

## (2) 消耗部品の供給

- ① 作業に必要な部品のうち、消耗部品(通常の使用による摩耗・劣化により、補完・交換を頻繁に行う小部品・油脂類等)を供給します。
- ② 消耗部品の範囲は、「消耗部品」〈別表-II〉のとおりとします。

## (3) 機能維持修理

- ① 対象設備の機能維持を図るため、機器の摩耗・劣化を予測し、その予測に基づいて当社が必要と認めた場合は、機器の構成部品の修理・取替(以下、機能維持修理という)を行います。ただし、その対象となる機器の摩耗・劣化は、対象設備を通常使用する場合に生ずる範囲のものに限るものとします。
- ② 機能維持修理の範囲は、「三菱メンテナンス修理範囲」〈別表-III〉記載のとおりとします。
- ③ 機能維持修理が終了したときは、完了届を提出します。

## (4) 品質検査

1年に1回、対象設備の総合的な機能を確認する検査を行います。品質検査の結果については、「定期検査報告書」を提出します。

## (5) 緊急時の対応

契約者から、対象設備について故障等の緊急事態が発生した旨の通報を受けた場合には、速やかに、対象設備の運行状態を確認するとともに事態に応じた適切な処置をとります。この処置の結果については、「作業報告書」を提出します。

## (6) 法令に基づく検査

- ① 建築基準法第12条又は労働安全衛生法第41条に基づく法定検査の立会いを行います。
- ② 契約者から前①の法定検査及び法定検査受検諸事項の実施を依頼されたときは、責任をもって実施し、結果を特定行政庁へ報告します。

## (7) 維持管理のための情報提供サービス

契約者による日常管理を、より万全に行っていただくために、安全確保・正しい利用方法についてご案内します。また、関係諸法規改正の連絡等の情報提供サービスを行います。

## 3 (作業報告)

当社は、対象設備の現場で行う作業については、作業完了後に前条に定める報告書を契約者又は契約者の指定した者に現地で提出します。また、現地で提出できない場合は、契約者と当会社の事前の合意により、郵送で提出します。ただし、当社が報告書の提出を不要と判断して口頭で作業結果を報告し、契約者がその口頭報告に特段の異議を述べないときは、報告書を提出しません。

契約者は、郵送された報告書副本に確認印を押捺し、当会社の発送日から14日以内に当社に到着するよう返送するものとします。この期間内に報告書副本が返送されないときは、報告内容に異議がないものとします。

## 4 (契約対象外作業)

以下に定める作業は契約の対象外とし、契約者が当社にこれらの作業を行わせようとするときは、契約者又は契約者の指定した者と当社が別途協議し、作業内容・仕様、実施時期及び料金を定めようとして、当社がこれを行うものとします。

- (1) 当会社の責に帰すべからざる事由(第三者の行為、契約者の過失等)によって発生した対象設備の機能低下・不全、異常、故障等に対する部品の修理・取替。
- (2) 関係法令の改正又は官公庁の命令若しくは指導による対象設備の改修・新規付加物の設置に関する工事。
- (3) 意匠関係工事、巻上機又は駆動機の一式取替工事、一切の建築関係工事、その他第2条に定める契約範囲以外の作業。

三菱メンテナンス対象設備一覧

対象設備設置建物の所在地		大阪府貝塚市畠中1-12-1						
同 建物の名称		貝塚市民図書館						
対 象 設 備	機 種	操作方式	停止 (非停止) 階床数	速 度 (m/分)	用 途	積載質量 (kg)	台 数 (号機)	竣工検査年月 (西暦)
	HVG-YB	2BC	3(0)	45	乗用	900	1(#01)	1989年2月
	付加装置	地震時管制運転装置 (E E R - S)					(#01)	
		停電時自動着床装置 (M E L D)					(#01)	
		オートアナウンス装置 (A A N)					(#01)	

# 凡例

エレベーター

昇降機設備(略称)		制御方式	No.
アクセルA I		VFDH, VFEH	1
		VFDL	2
グランディ		VFDL, VFDLA, VFEL	3
油圧グランディ		HEA, HEA-B, HEA-C	4
油圧オーダー形		HVJ	
アクセルV F		VFHW	6
		VFMW	7
アドバンスV	中速	VFCL	8
	低速	VFCL, VFCLA	9
油圧アドバンス		HVA	10
コンパクト4c		VFDE	5
コンパクト4		ACE3LE ACEE-3	13
帰還制御		ACE1LE	11
		ACE2LE	12
		BSC, ACEE-1 ACEE-2	14
直流ギヤレス		SHMW, SMMW, SHHW, TLCM	15
		TFHW, TFNW, SMHW, SMNW	16
		RWBL, DMN, DMS	17
直流ギヤード		GD-CL, DCFE, DCFP	18
交流二段		AC-2	19
交流二段、交流一段		AC-2DW, AC-1	20
インバーター制御荷物		VFYL, VFYL-Z	21
油圧間接、油圧直接		HVB	22
		HVC	23
		HVE, HVG	24
小荷物専用昇降機		DW	25

〈別表-I〉三菱昇降機設備 点検内容

■エレベーター

箇所	機器名	点検内容	1	6	2	8	21	11	10	5	13	15	25	
			7	3	9	21	12	22	19	4	23	17	18	
機械室	室内環境	○機械室出入口戸・窓の開閉・施錠状態 ○機械室周壁劣化・損傷の有無 ○機械室照明の点灯状態 ○機械室内の整理・清掃状態 ○機械室内の換気状態	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	制御盤 起動盤 リレー盤	○制御盤・起動盤・リレー盤固定状態 ○制御盤・起動盤・リレー盤扉開閉状態 ○制御盤本体・起動盤・リレー盤劣化・損傷の有無 ○リレー・接触器作動状態 ○リレー・接触器の劣化・損傷の有無 ○リレー・接触器取付状態 ○抵抗器の劣化・損傷の有無 ○抵抗器取付状態 ○各回路絶縁状態 ○戸開走行保護装置作動状態(注1) ○その他機器作動状態 ○その他機器劣化・損傷の有無	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		○セレクトモータ作動状態 ○セレクトの劣化・損傷の有無 ○セレクト回り給油部の給油状態	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	○	-
	巻上電動機 巻上機	○巻上機運転状態 ○巻上電動機回転状態 ○電磁ブレーキ作動状態 ○巻上機綱車劣化・損傷の有無 ○巻上機回り各機器取付状態 ○巻上機回り各機器劣化・損傷の有無 ○巻上機油劣化・油漏れの有無 ○各給油部の給油状態 ○巻上電動機絶縁状態	○	○	○	○	○	○	-	-	○	○	○	○
	そらせ車	○そらせ車回転状態 ○そらせ車劣化・損傷状態 ○そらせ車取付状態	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	○	○
	電動発電機 回転増幅器	○各機器回転状態 ○各機器取付状態 ○刷子・整流子劣化・損傷状態 ○刷子取付状態 ○端子締付状態 ○各給油部の給油状態 ○各機器絶縁状態	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-
	調速機	○調速機運転状態 ○調速機作動速度 ○調速機回り各スイッチ作動状態 ○調速機取付状態 ○各給油部の給油状態 ○エンコーダの固定状態・回転状態	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	○	-
	はかり装置	○はかり装置劣化・損傷の有無 ○はかり装置取付状態 ○各給油部の状態 ○端子締付状態	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-

箇所	機器名	点検内容	1	6	2	8	21	11	10	5	13	15	25
			7	3	9	14	4	23	17	18			
機械室	油圧ポンプ	○ポンプモータ回転状態 ○ポンプモータ取付状態 ○ポンプモータ劣化・損傷の有無 ○ポンプモータ絶縁状態 ○プーリー回転状態 ○プーリー取付状態 ○プーリー劣化・損傷の有無 ○Vベルト劣化・損傷の有無 ○Vベルト設定状態	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-
	サイレンサ	○サイレンサ取付状態 ○サイレンサ劣化・損傷の有無 ○油洩れ有無	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-
	バルブ	○各バルブ取付状態 ○ロックナット締付状態 ○圧力異常の有無 ○油洩れ有無	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-
	ファン ラジエータ	○ラジエータ取付状態 ○ファンの劣化・損傷の有無 ○ファンの固定状態・回転状態 ○温度センサ作動状態 ○油洩れ有無	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-
	オイルタンク	○タンク取付状態 ○タンクの劣化・損傷の有無 ○フィルターの劣化・損傷の有無 ○油洩れ有無	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-
	その他	○端子箱の取付状態 ○配管・配線の劣化・損傷の有無	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
かごまわり	かご上	○かご上各機器作動状態 ○かご上各機器劣化・損傷の有無 ○かご上各安全スイッチ作動状態	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	かご戸まわり	○かごの戸取付状態 ○かごドアハンガー取付・作動状態 ○かごドアハンガー劣化・損傷の有無 ○戸閉連動機構取付・作動状態 ○戸閉連動機構劣化・損傷の有無 ○かごドア制御・駆動機器取付・作動状態 ○かごドア制御・駆動機器劣化・損傷の有無 ○かごドア関連安全装置取付・作動状態 ○かごドア関連安全装置劣化・損傷の有無 ○かご戸と乗場戸連動状態	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	ドアマシンBOX かご上 ステーション ドアハンガーBOX	○各安全スイッチ取付・作動状態 ○ステーション・BOX内各機器作動状態 ○ステーション・BOX内各機器劣化・損傷の有無	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
	E型 ランディング スイッチ	○スイッチ取付・作動状態 ○スイッチの劣化・損傷の有無 ○カバー取付状態 ○ナイロンガイドの劣化・損傷の有無	-	-	-	-	-	○	-	○	-	○	-
	リタイリングカム (錠外し装置)	○カムの取付・作動状態 ○カムの劣化・損傷の有無 ○各給油部の給油状態	-	-	-	-	-	○	-	-	-	○	-

箇所	機器名	点検内容	1	6	2	8	21	11	10	5	13	15	25
			7	3	9	12	14	4	22	19	17	18	
かごまわり	着床装置	○着床リレー作動状態	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	非常止め装置	○非常止め装置取付・作動状態	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		○非常止め装置劣化・損傷の有無 ○非常止めスイッチ作動状態	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	ガイドシュー (ガイドローラ)	○ガイドシュー(ガイドローラ)作動状態	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		○ガイドシュー(ガイドローラ)劣化・損傷の有無 ○ガイドシュー(ガイドローラ)取付状態	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	はかり装置	○スイッチ取付・作動状態 ○はかり装置劣化・損傷の有無	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	救出口	○スイッチ取付・作動状態 ○扉開閉状態 ○扉施錠状態	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
吊り車	○綱車劣化・損傷の有無 ○吊り車回転状態	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	○	
その他機器	○かご室ファン取付・作動状態 ○移動ケーブル取付状態 ○かご室組立構成機器取付状態 ○かご室組立構成機器劣化・損傷の有無	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
昇降路	昇降路	○昇降路周壁の劣化・損傷の有無	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	終点スイッチ	○終点スイッチ作動状態	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	ガイドレール	○レール劣化・損傷の有無	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		○レール取付状態	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	つり合おもり	○つり合いおもり劣化・損傷状態 ○つり合いおもり組立取付状態	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	○
		○ガイドシュー取付・作動状態 ○ガイドシュー損傷の有無	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	○
		○吊り車劣化・損傷の有無 ○吊り車回転状態	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	○
	ロープ	○メインロープ劣化・損傷の有無 ○ガバナロープ劣化・損傷の有無	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		○メインロープソケット劣化・損傷の有無 ○メインロープ取付状態 ○ガバナロープ取付状態	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	つり合ロープ (つり合チェーン)	○つり合いロープ(チェーン)劣化・損傷状態 ○つり合いロープ(チェーン)取付状態	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	○
	调速機	○调速機運転状態 ○调速機作動速度 ○调速機回り各スイッチ作動状態 ○调速機取付状態 ○各給油部の給油状態	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-
	着床装置プレート	○プレート劣化・損傷の有無 ○プレート取付状態	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
移動ケーブル	○ケーブル動特性 ○ケーブル劣化・損傷の有無 ○ケーブル取付状態	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
乗場戸まわり	○乗場戸自閉機能作動状態 ○乗場戸取付状態 ○乗場ドアハンガー取付・作動状態 ○乗場ドアハンガー劣化・損傷の有無 ○乗場ドア関連安全装置取付・作動状態 ○乗場ドア関連安全装置劣化・損傷の有無 ○乗場戸とかご戸の連動状態	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	

箇所	機器名	点検内容	1	6	2	8	21	11	10	5	13	15	25
				7	3	9		12	22	23	16	17	18
昇降路	出し入れ口 まわり	○扉自閉機能作動状態 ○扉取付状態 ○ハンガー取付・作動状態 ○ハンガー劣化・損傷の有無 ○扉関連安全装置取付・作動状態 ○扉関連安全装置劣化・損傷の有無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○
	油圧ジャッキ	○ジャッキ固定状態 ○プランジャ作動状態 ○プランジャ劣化・損傷の有無 ○パッキンの劣化・損傷の有無	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-
		○ガイドシューの劣化・損傷の有無 ○ガイドシュー作動状態	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-
	返し車	○綱車劣化・損傷の有無 ○返し車回転状態	-	-	-	-	-	○	○	○	○	-	-
	その他機器	○ケーブル保護網の劣化・損傷の有無 ○ロープ振れ止め取付状態	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
ピット	ビット	○ビット周壁の劣化・損傷の有無 ○ビット漏水の有無・汚損状態	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	調速機	○調速機運転状態 ○調速機作動速度 ○調速機回り各スイッチ作動状態 ○調速機取付状態 ○各給油部の給油状態	-	-	-	-	-	○	○	○	○	-	-
		○緩衝器劣化・損傷の有無 ○緩衝器台劣化・損傷の有無 ○緩衝器取付状態	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	張り車	○張り車劣化・損傷の有無 ○張り車取付・回転状態	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
	油圧配管	○各配管取付状態 ○各配管劣化・損傷の有無 ○油洩れ有無	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-
	ジャッキ台	○ジャッキ台取付状態 ○ジャッキ台の劣化・損傷の有無	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-
かご室 乗場	かご	○かご運転状態 ○全自動戸開閉状態 ○停電灯点灯状態 ○かご内表示器作動状態 ○かご卸作動状態 ○かご卸劣化・損傷の有無	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		○かご室機器損傷・変形の有無 ○各銘板取付・汚損の有無 ○かご室照明点灯状態	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	かご内操作盤	○かご内操作盤カバー取付状態 ○かご内操作盤各スイッチ作動状態	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
	外部連絡装置	○外部連絡装置作動状態	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
	乗り場 出し入れ口	○全自動戸開閉状態 ○乗場卸作動状態 ○乗場卸劣化・損傷の有無 ○乗場表示器作動状態	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

[付加装置]

箇所	機器名	点検内容	1	6 7	2 3	8 9	21	11 12 14 19 20	4	10 22 23 24	5	13	15 16 17 18	25
地震時管制 運転装置 (EER)	全般	○管制運転作動状態 ○気配りアナウンス作動状態	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
	昇降路内	○地震感知器作動状態 ○地震感知器取付状態	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
	制御盤内	○接触器取付状態 ○接触器作動状態 ○接触器劣化・損傷の有無	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
停電時 自動着床装置 (ELD) (MELD)	全般	○自動着床装置 ○戸開閉状態 ○停電灯点灯状態	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
	ELD盤内 MELD盤内 かご上ST内	○接触器取付状態 ○接触器作動状態 ○接触器劣化・損傷の有無 ○各回路絶縁状態 ○ELD・MELD用基板取付状態 ○ELD・MELD用基板劣化・損傷の有無 ○その他機器取付状態 ○その他機器劣化・損傷の有無	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
	補助電動機 リングギヤ	○補助電動機の固定状態 ○ギヤの劣化・損傷の有無 ○刷子・整流子の劣化・損傷の有無 ○各給油部給油状態	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-
	バッテリー	○作動電圧	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
火災時管制 運転装置 (FER)	全般	○管制運転作動状態 ○気配りアナウンス作動状態	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
	制御盤	○接触器取付状態 ○接触器作動状態 ○接触器劣化・損傷の有無	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
	乗場	○呼び戻しボタン取付状態 ○呼び戻しボタン作動状態 ○呼び戻しボタン劣化・損傷の有無	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
自家発管制 運転装置 (OEPS)	全般	○管制運転作動状態 ○気配りアナウンス作動状態	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
	制御盤内	○接触器取付状態 ○接触器作動状態 ○接触器劣化・損傷の有無	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
遮煙ドア	乗場ドア	○気密材取付状態 ○気密材劣化・損傷の有無	○	-	○	-	-	-	○	-	-	-	-	-
マルチビーム ドアセンサ (MBS)	本体	○センサ取付状態 ○ケーブル配線状態 ○基板取付・配線状態 ○作動状態	○	-	○	-	-	-	○	-	-	-	-	-
超音波 ドアセンサ (USDS)	本体	○センサ取付状態 ○ケーブル配線状態 ○基板取付・配線状態 ○作動状態	○	○	○	○	-	○	○	○	-	-	○	-
音声合成 アナウンス装置 (ANN)	本体	○装置本体取付状態 ○装置本体劣化・損傷の有無 ○スピーカー取付状態 ○作動状態 ○音声・音量の状態	○	○	○	○	-	○	○	○	-	-	○	-

[付加装置]

箇所	機器名	点検内容	1	6 7	2 3	8 9	21	11 12 14 19 20	4	10 22 23 24	5	13	15 16 17 18	25
車椅子仕様	専用乗場卸	○乗場卸作動状態 ○乗場卸劣化・損傷の有無	○	○	○	○	-	○	○	○	-	-	○	-
	専用操作盤卸	○操作盤カバー取付状態 ○かご卸作動状態 ○かご卸劣化・損傷の有無	○	○	○	○	-	○	○	○	-	-	○	-
	鏡	○鏡固定状態 ○鏡汚れ・損傷の有無	○	○	○	○	-	○	○	○	-	-	○	-
	手すり	○手すり固定状態 ○手すり劣化・損傷の有無	○	○	○	○	-	○	○	○	-	-	○	-
	光電式 ドアセンサ	○光電式ドアセンサ作動状態 ○光電式ドアセンサ関連機器の取付状態 ○光電式ドアセンサ関連機器の劣化・損傷の有無	○	○	○	○	-	○	○	○	-	-	○	-
かご内 ITVカメラ	○カメラ本体取付状態 ○カバー取付状態 ○レンズ汚れ・損傷の有無 ○カバー汚れ・損傷の有無 ○カメラの作動状態	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	○	-	
指紋照合 呼び 登録装置 (注2)	○操作部劣化・損傷の有無 ○表示機器点灯状態 ○操作部取付状態 ○処理部及びテンキーの取付状態 ○表示部取付状態	○	-	○	-	-	-	○	-	○	○	-	-	
エレベーター 連動システム (MIS) (指紋OPU タイプ)	ID コントローラ	○コントローラの劣化・損傷の有無 ○コントローラの作動状態 ○コントローラの取付状態 ○表示機器点灯状態	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	
	指紋OPU (注2)	○ユニットの劣化・損傷の有無 ○ユニットの読み取り状態 ○ユニットの取付状態 ○表示機器点灯状態 ○作動ブザーの鳴動状態	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	
	IO コントローラ (注3)	○コントローラの劣化・損傷の有無 ○コントローラの作動状態 ○コントローラの取付状態 ○表示機器点灯状態	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	
エレベーター 連動システム (MIS) (非接触 カードリーダー タイプ)	ID コントローラ	○コントローラの劣化・損傷の有無 ○コントローラの作動状態 ○コントローラの取付状態 ○表示機器点灯状態	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	
	非接触 カードリーダ (注4)	○カードリーダの劣化・損傷の有無 ○カードリーダの読み取り状態 ○カードリーダの取付状態 ○表示機器点灯状態 ○作動ブザーの鳴動状態	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	
	IO コントローラ (注3)	○コントローラの劣化・損傷の有無 ○コントローラの作動状態 ○コントローラの取付状態 ○表示機器点灯状態	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	